

意外と知らない
受診のマナー

健康保険の目的からはずれる場合には

給付が制限される

ことがあります

覚えておきたい！
給付が制限される時

健康保険は、被保険者とその家族のいざというときに備え、収入に応じて保険料を出し合い、これに事業主も負担しています。そして、病気が、出産、死亡などのときに必要な医療や現金を支給して、お互いに生活上の不安を少しでもなくしていこうという目的から生まれた制度です。

次のようなときには、健康保険制度の健全な運営を阻害することになりますので、給付が受けられなかったり、一部を制限されることがあります。

- 故意に事故をおこしたとき
- けんか、酔っ払いなどで事故をおこしたとき
- 正当な理由もないのに医師の指示に従わなかったとき
- 詐欺、その他不正に保険給付を受けたり、受けようとしたとき
- 健康保険組合が指示する質問や診断などを拒んだとき

酔っ払った勢いで電柱によじ登り、転落！
病院で治療を受けた私ですが、
不思議なことに健康保険の給付が
制限されてしまいました。
酔っ払っておこしたけがでも
「けがはけが」、だと思いますが…。



イラスト/長田 恵子

出産費の窓口負担を軽減できるようになりました

～出産育児一時金の受取代理について～

先月より、出産予定の被保険者は事前申請をすれば、医療機関窓口では出産費から出産育児一時金額（上限 36.6 万円）を差し引いた額だけを支払えるようになりました。これは、被保険者が医療機関を受取代理人として出産育児一時金を事前に当健保組合に申請し、医療機関が当健保組合から直接、出産育児一時金を受け取るしくみです。

出産育児一時金の受取代理の申請をできる人

は、出産育児一時金または家族出産育児一時金の支給を受ける見込みがあり、出産予定日まで1ヵ月以内である被保険者、または出産予定日まで1ヵ月以内である被扶養者をもつ被保険者です。

■手続き方法

当健保組合に「健康保険（被保険者・家族）出産育児一時金等請求書（事前申請用）」を提出してください。